

○議長 大城真孝君

ただいまから令和3年第4回南部水道企業団議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程に入ります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長 大城真孝君

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、1番金城隆雄議員、2番平良真也議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長 大城真孝君

日程第2. 会期の決定について議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日の1日間に決定しました。

日程第3. 諸般の報告

○議長 大城真孝君

日程第3. 諸般の報告を行います。

監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月現金出納検査結果に関する報告がありましたので、写しをお手元に配布しております。

朗読は省略します。議長の報告を終わります。

次に、企業長の報告をお願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

諸般の報告を行います。理事会について。令和3年11月24日(水)に南部水道企業団大会議室にて理事会を開催しました。付議事項については、次のとおりとなっております。

第4回理事会、令和3年11月24日(水)。報告事項としまして、(1)入札結果について。

(2)一般質問について。

付議事項としまして、12月定例会への提出議案について。(1)沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について。(2)令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算(第3号)。

周知事項について、次年度の水道週間告知、小学生・中学生図画コンクール作品募集について周知をしてございます。

資料は、最後の方にも付けております。今年度は、習字のコンクールがありましたけれども、来年度は図画のコンクールを行うということにしております。

続きまして、次のページ、報告事項。入札についてでございます。1番、配水管移設工事(R3-4)、こちらの方は予定価格398万2,000円でございますけれども、全事業者11業者、辞退ということで不調になりました。

下の米印の方、表の下の方に書いてございますけれども、再度入札に付す時間がなかったために、有限会社まるや開発と随契を行っております。契約金額は、396万円でございます。

2番、配水管布設工事(R3-4)、こちらの方は1,032万7,900円で、株式会社丸清組が落札しております。

3番、国庫補助事業調査測量設計業務、こちらの方は3,872万円で合資会社泉エンジニアリングさんが落札でございます。

4番、配水布設工事(R3-3)、こちらの方は1,738万円で有限会社まるや開発さんが落札でございます。以上でございます。

○議長 大城真孝君

これで、諸般の報告を終わります。

日程第4. 一般質問

○議長 大城真孝君

日程第4. 一般質問を行います。

それでは、通告書のとおり発言を許します。4番浦崎みゆき議員の発言を許します。

○4番 浦崎みゆきさん

おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。

議会の議事録の方がホームページの充実についてなんですけれども、ホームページの方に南部水道企業団の議事録の掲載がないので、今後の取り組みをお伺いしたいということです。

やはり他のところも見ますと、殆ど議事録はございますし、南部水道においては特にいろいろ給与問題とかもありましたので、議事録見ていただければ、殆どの方が納得していただけるのではないかと。また、企業団の方向性とかも読み取れますので、そこら辺の今後の取り組みをお伺いいたします。お願いします。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

お答えします。企業団ホームページの議会関係については、現在、議会議決結果のみをその都度、更新し掲載しております。

今後の取り組みとしましては、ホームページの議会関係ページに議会議事録の掲載を速やかにできるように進めてまいります。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

有難うございます。私たちには年に1回会議録が配られて、それでわかるわけですけど、やはり町民の皆様にはわかりづらいという点がございます。

あとこちらにも答弁の方で書かれていますけれども、議会議事録は現在は議決結果のみということで、これはホームページを見ますと、29年度から結果だけおかれておりますけれども、ホームページに掲載するにあたって、そことの整合性というか、例えば29年度開いたら、そこから議事録に飛んでいけるような感じで、どの年度からやるかはお任せをいたしますけれども、そこら辺も含めて、できましたら最低でも私は令和2年度はぜひ入れていただきたい。今年からということではなくて、最低でも令和2年、元年ぐらいからでも入れていただければというふうに思いますので、そこら辺ご検討をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

ちょっと私としましては、私のときからということで、今年の2回定例会からにしようかなという考えでございましたけれども、この辺についてはまた検討していきたいと思えます。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

ぜひ、経緯というか、そこら辺がわかるようなところから掲載していただければと、令和2年度結果も出ていますので、あと執行部の方の減額等もございますし、また、コロナ禍においての企業団の取り組みも掲載されているところがありますので、そこら辺もう一度、執行部の方でご検討いただいて、町民の皆様にはわかりやすく、また開かれた南部水道企業団であっていただきたいということを申し上げまして、一般質問を終わります。

○議長 大城真孝君

これで一般質問を終わります。

日程第5. 議案第6号

沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について

○議長 大城真孝君

日程第5. 議案第6号・沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、企業長より提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第6号

沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を別紙のとおり定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めます。

令和3年11月29日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

提案理由としましては、沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定により議会の議決を必要とするためでございます。

詳しくは、総務課長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 総務課長。

○総務課長 外間匠君

まず、お手元に配布いたしました総合事務組合が規約変更を必要とするに至った理由と答申をお手元に配布してございますけども、まずそれをご覧ください。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時11分）

再開（10時11分）

再開します。

○総務課長 外間匠君

お手元の沖縄県市町村総合事務組合の方から提供いただいた資料の方なんですけれども、まず経緯について、①令和3年6月25日に沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う事務の承継及び本組合の組織体制の在り方について、本組合の諮問機関である沖縄県市町村総合事務組合運営委員会へ諮問し答申を受ける。答申については、後ろの方に添付してございます。

②令和3年8月4日付けで沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い本組合がその財産を引き継ぐこと、共同処理する事務に「交通災害共済事業に関する事務」を追加することについて構成団体へ説明並びに意見集約を行った。

2番、本組合が沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継するため等に必要な規約変更について。①沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い本組合から脱退すること。②共同処理する

事務に「交通災害共済事業に関する事務」を追加すること。③沖縄県町村交通災害共済組合の財産は本組合が引き継ぐこと。④会計管理者に関する規約の整備に関すること。⑤共同処理する事務である消防補償事務関係の根拠法令の改正に関することとさせていただきます。

南部水道企業団は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合に加入していませんが、沖縄県市町村総合事務組合には加入しており、南風原町、八重瀬町はじめ、加入している市町村及び一部事務組合、すべての団体において規約の変更に関する協議をしまして、企業長の提案理由説明にもありましたとおり、地方自治法第290条の規定により、それぞれの議会の議決を必要とするため、今回、議案を上程しております。

議案第6号の1ページ目をお開き下さい。読み上げます。沖縄県市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

沖縄県市町村総合事務組合規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

（10）交通災害共済事業に関する事務。

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える。

（会計管理者）

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。

市町村名につきましては、お目通しのほど、よろしく願いいたします。

附則、1項、この規約は、令和4年4月1日から施行する。

2項、組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

2ページ目以降は、新旧対照表になってございますので、お目通しのほど、よろしく願いいたします。以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

(「質疑なし」の声あり)

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第6号・沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(起立全員)

起立全員です。したがって、議案第6号・沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

日程第6．議案第7号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

○議長 大城真孝君

日程第6．議案第7号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。企業長から提案理由の説明を求めます。

○議長 大城真孝君 企業長。

○企業長 金城政光君

議案第7号

令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）

(総則)

第1条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

(債務負担行為)

第2条 令和3年度南部水道企業団水道事業会計予算（以下「予算」という。）第5条に定めた債務負担行為に次の事項、期間及び限度額を追加する。

事項、検針・調定支援業務。期間、令和3年度から令和5年度まで。限度額4,574万円。

令和3年11月29日提出

南部水道企業団 企業長 金城 政光

詳しくは、経営課長が説明いたします。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

事前にお手元の方に説明書をお配りさせていただいております。それに沿って説明していきたい

と思います。

令和3年12月定例議会における「債務負担行為の追加」について。タイトルがちょっとそぐわないですけど、令和3年第4回、議案第7号補正予算（第3号）に上程された債務負担行為の追加について読み上げて説明します。

予算の執行は、会計年度及びその独立の原則を定めた地方自治法208条第1項及び支出の原因となるべき契約その他の行為は、法令又は予算の定めるところに従いこれをしなければならないと定めた地方自治法第232条の3の規定により、翌年度予算で措置する契約については、前年度で予算の執行はできないとされています。

水道事業においては、年度を越えて、日常的・継続的・反復的に役務の提供を受ける必要があるものについて、前年度中に委託契約を締結し、翌年度4月1日の業務開始に備えなければならない業務があります。

つきましては、前年度中に翌年度予算を執行するためには、地方自治法第214条第1項の規定に基づき、前年度予算で債務負担行為として定める必要がありますので、本案について議会の議決を求めるために提出しております。

業務の内容と関係法令、地方自治法、地方公営企業法を下の方に記載してございますので、お目通しのほど、よろしくお願いいたします。以上で説明を終わります。

○議長 大城真孝君

これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。5番 大城毅議員。

○5番 大城 毅君

質疑いたします。いま届けていただいた説明書からしますと、3年にいっぺんこういうふうな議案が出てくるというふうな理解でよろしいですか。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

今回の分については、期間の方が3年から5年ということで3年でやっていますけれども、翌年度の事業、予算措置して契約するという前提ですので、3年度に債務負担行為を起こして4年、5年の2カ年間の期間と金額を示しています。

これを2年としたのは、企業長の任期も4年ですし、2カ年の間にまたいろんな発注方法等の検討もさせていただこうと思って2年というふうに設定しています。質問のとおり、水道の検針と開閉栓の業務というのは途切れることなく続けますので、毎回このような形で債務負担行為をすることになります。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時22分）

再開（10時22分）

再開します。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

この債務負担行為なんですけれども、当初予算の方で他にも債務負担行為が令和3年度までというのがあるんですが、それについてはどのような形で行われていくのか。今回この検針のものだけが提案されておりますけど、他のものに関してはどうなんでしょうか。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

今回12月の繰上げにはなりましたが、議会の方で上程させていただいたのは、検針業務と調定業務をいまのところ指名競争入札に付しています。うちの積算が厳しい面もあるかもしれませんが、応札する業者も少なくなってきました。

いま企業長と相談させていただいて、2カ年また新たに入れたのを今後の発注方法、指名競争入札以外の方法も検討したいということで、早めにこちらの方としては契約に向けて動き出したいということで提案してございます。

それで浦崎議員がおっしゃるように、他の債務負担行為もありますけれども、調定支援業務の方に関しましては、この12月で議決していただければ、それ以降、3月までいろんな検討も含めてやっていこうという考えです。

他の業務に関しましては、3月の定例議会で債務負担行為として途切れることなく業務が遂行できるように提案が予定されていると思います。以上です。

○議長 大城真孝君 4番 浦崎みゆき議員。

○4番 浦崎みゆきさん

他のものに関しては、例えば今回は入札があるので早めにとということで理解してよろしいでしょうか。そしたらあとは随意契約みたいなのをお考えなのか。それとも一括して3月に補正でそういった形を取っていくのか。方向性としてはどのようになっていますか。

○議長 大城真孝君 経営課長。

○経営課長 酒本隆志君

私の説明がちょっと足りなくてすみません。調定支援業務を今回提案させていただきましたのは、指名競争入札制度だけであれば、3月上旬に債務負担行為として追加で上程させていただくことでも間に合うんですけれども、いま那覇市とか、宜野湾市の方が水道の業務を包括委託していて、那覇市、宜野湾市が3年、5年の長期の契約をしています。

我々はいままでどおりの指名競争入札であれば、3月上旬の補正にとということでよかったですけど、企画提案方式も含めて、早めに受注意欲があるところも広くオープンにしてやる方法も取れないかということで早めにやっています。

他の業務に関しましては、先程申し上げたように、3月の上旬で議決していただければ、約1カ月間の間に随意契約でもいいですし、指名競争入札に付す期間も十分確保できるということで、今回の上程にはあがってなくて、いろいろな発注方法の検討も含めて、早くアクションを起こしたい、調定支援業務の方を先行して、今回上程させていただくということにしています。以上です。

○議長 大城真孝君

休憩します。

休憩（10時26分）

再開（10時26分）

再開します。

これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第7号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（起立全員）

起立全員です。したがって、議案第7号・令和3年度南部水道企業団水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

お諮りします。会議規則第39条の規定により、令和3年第4回南部水道企業団議会定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、本定例会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和3年第4回南部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

南部水道企業団議会 議長 大城 真孝

署名議員（議席番号1番）金城 隆雄

署名議員（議席番号2番）平良 真也